

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>高知県バス運行対策費補助金交付要綱</p> <p>第1条～29条 略</p> <p>(補助対象購入車両減価償却に係る車両費の限度額)</p> <p>第30条 補助対象購入車両減価償却に係る車両費の額(車体本体及び国庫補助路線の運行に必要な附属品の価格の合計)は、1両につき第1号に定める額と第2号に定める額とを比して、いずれか低い方の額を限度とし、補助金の交付額は、<u>減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。)</u><u>第1条第1項第1号の別表第一に規定する償却期間及び省令第5条に規定する償却率に基づき</u>次の式により計算された額及び当該購入に係る金融費用(年2.5パーセントを上限とする。)の合計額とする。ただし、<u>省令第1条第1項第1号の別表第一に規定する償却期間</u>を適用しない事業者については、事業者が設定した償却率をもって算出した額と比して低い方の額とする。この場合において、特別償却を行う場合にあつては、当該償却率を乗じた額を上乗せできるものとし、リース車両の減価償却費及び金融費用の算出方法についても、同様の取扱いとする。</p> $\frac{\text{補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額} \times \text{当該車両の減価償却率} \times \text{補助対象期間中に使用していた月数}}{12 \text{ (月)}}$ <p>(1) ワンステップ車両については、1,300万円。ただし、小型車両については1,200万円、ノンステップ型車両については1,500万円(それぞれ消費税を除く。)とする。</p> <p>(2) 実費購入費(消費税を除く。)から備忘価額として1円を控除した額</p>	<p>高知県バス運行対策費補助金交付要綱</p> <p>第1条～29条 略</p> <p>(補助対象購入車両減価償却に係る車両費の限度額)</p> <p>第30条 補助対象購入車両減価償却に係る車両費の額(車体本体及び国庫補助路線の運行に必要な附属品の価格の合計)は、1両につき第1号に定める額と第2号に定める額とを比して、いずれか低い方の額を限度とし、補助金の交付額は、償却期間5年、償却率は定率法50パーセント、定額法20パーセントとして次の式により計算された額及び当該購入に係る金融費用(年2.5パーセントを上限とする。)の合計額とする。ただし、償却期間5年を適用しない事業者については、事業者が設定した償却率をもって算出した額と比して低い方の額とする。この場合において、特別償却を行う場合にあつては、当該償却率を乗じた額を上乗せできるものとし、リース車両の減価償却費及び金融費用の算出方法についても、同様の取扱いとする。</p> $\frac{\text{補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額} \times \text{当該車両の減価償却率} \times \text{補助対象期間中に使用していた月数}}{12 \text{ (月)}}$ <p>(1) ワンステップ車両については、1,300万円。ただし、小型車両については1,200万円、ノンステップ型車両については1,500万円(それぞれ消費税を除く。)とする。</p> <p>(2) 実費購入費(消費税を除く。)から備忘価額として1円を控除した額</p>

<p>第 31 条～46 条 略</p> <p><u>(県内発注)</u></p> <p><u>第47条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p>(情報の開示)</p> <p>第48条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助事業から適用する。</p> <p>2 第4章の2の規定は、令和8年度の補助事業に適用する。</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年5月22日から施行し、令和8年度の補助事業から適用する。</u></p> <p>様式 略</p>	<p>第 31 条～46 条 略</p> <p>新設</p> <p>(情報の開示)</p> <p>第 47 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助事業から適用する。</p> <p>2 第4章の2の規定は、令和8年度の補助事業に適用する。</p> <p>様式 略</p>
---	---